



発行：広島県教職員組合

広島市東区光町2-8-32

エコード広島内 〒732-0052

電話 082-264-3222 FAX 082-264-1757

E-mail hnet@lime.ocn.ne.jp

http://www.hirokyouso.jp/

編集：広教組情宣部 定価一部10円

組合員の購読は組合費に含まれています。

本紙記載の記事の無断転載・複写はお断りします。



しぶさち則明
さんを
三度、府中市議会へ！

権利は空から降ってこない！

～確定の成果を共有し、組織拡大・強化につなげよう～

今確定闘争でも、数々の成果を勝ち取ることができました。ともにたたかう仲間の皆さんに心から感謝します。

今年の県確定では、組拡のとりくみとして、未組合員が何を一番訴えたいかを聞き取り、「分会の声」として交渉の場で訴えるとりくみを行いました。その声には「現状をなんとかしなければ、もうもたない」という悲痛な思いが込められていました。同僚との会話もままならない多忙な毎日ですが、「これを契機に個別に話してみることで、現状をおかしいと思っていることを知ることができた」「加入の声かけにつなげたい」との声も届いています。

権利は空から降ってきません。しんどさを声にして共有し、要求にまとめ、交渉によって一つひとつ勝ち取っていきます。すぐには変わらないこともたくさんありますが、私たちは、毎年の確定交渉において「**変えていくける実感**」に勇気づけられてきました。そして困っていた仲間が「**救われた**」姿に心の底から喜びを感じてきました。これからも仲間とともに、団結の力で変えていきましょう！仲間をひろげましょう！誇りをもって、確定の成果を現場の未組合員に伝え、「一緒にこれからも変えていこう！あなたの力も貸してほしい！」と声をかけましょう。

◆三者共闘（県職連合・高教組・広教組）交渉 10/29、11/17、11/27

◆広教協（高教組・広教組）交渉 10/31、11/6、11/13、11/19、11/25

◆広教組交渉 11/5、11/20



未組合員に声をかけて「分会の声」を届けてください！PROJECT

子どもに向き合う時間や授業の準備をしっかりするために人を増やしてほしい。忙しすぎる。

府中市独自の駐車場料金徴収は納得がいかない。

賃金をアップしてほしい。物価高で何もかも高く、きついです。

「職員室で他の先生に声をかけづらい…」という声を聞くことがある。職員が安心して相談したり声を出し合えたりする雰囲気をどの管理職も作るよう指導してほしい。

再任用時の給与減額の状況を改善できないものか。業務内容が変わらないのに減額になるのはおかしいと感じる。

病休や育休の代替の教職員が見つからず、学校の中で補教に入ることで更に負担が増えている。短時間でも短期間でもいいので人をつけてほしい。それを現場にさせるのではなく教育委員会で見つけてほしい。そのための処遇改善を。

学校徴収金の業務の撤廃を希望します。3分類のうち「基本的には学校以外が担うべき業務」に位置付けられているにも関わらず、改善が見られない。1円でも間違いがあると報道されてしまう。

直接子どもに関わらない仕事が多すぎる！教材研究・教材準備の時間がほしい。

家庭や子どもを優先できる状況をつくってほしいです。気兼ねなく年休がとれるような状況をつくってほしい。

今は育児時短や部分休業をつかって働けてるけど、通常の勤務に戻って働き続けられるかと不安。

指定研修や研究公開の負担軽減を！複式学級もあり、職員が少ないのに、学校行事や校務分掌だけでなく、郡の役割分担や学校の特色づくりに係るさまざまな行事もあり、負担がとっても大きいです！もっとシンプルな学校運営を求めます。

小規模校ならではの課題として、相談する人の不足、情報が入ってきづらい、膨大な進路業務…

業務分担を工夫してみんなが働きやすい職場に！人数の少ない学校にも同じだけ分掌があり、1人が2つも3つも兼ねている。出張に度々出でないといけない。その分補教も必要。学習も進まない。

学テ対策に労力を奪われている。本当に必要な業務に費やす時間がない。

ICTの充実を掲げているが、機材等が不十分で人材不足。すべて担任がいろいろなスペシャリストになることを望まれ、仕事ばかり増えしていく…。

持ち帰ったり休日に学校に来て、教材研究やテスト作成をしたりすることがある。

母の介護をしています。学校行事などがあれば、どうしても介護ができず、家族に仕事を休んでもらうことになります。母のために急に休むことも難しく、実効性のある人配や制度を望みます。

1人で受け持つ役割が多く、次々仕事がやってくる。文化祭が終わっても、一息つく暇もなく次の行事が待っている。

1人職種の者も安心して定年延長を迎えられるよう、制度の充実を求めます！

特別支援の計画等、書類作成が煩雑。簡素化してほしい。

落ち着いて学習できる環境整備を！人員を増やして1・2年生の複式学級を解消できるようにしてほしい！

皆さんの声を交渉の場で訴えました！

子どもの病気でしおりちゅう休まないといけない。今の家族看護等休暇の日数じゃとても足りません。年休ももちろん使っているけど、だんだん残り少なくなつて何かあったら不安。

非常勤講師の特別休暇の拡充をしてください。

仕事量と給与が見合っていない。

人が足りません！崩壊しそうです。産休代員が見つからず、生徒指導主事がクラス担任に。それに伴い、専科の授業がなくなつた。何とかならないでしょうか？



交渉の成果を全組合員で確認し 組織拡大・強化につなげよう！

広島県 25確定交渉の主な成果

I 賃金改善

1 人事委員会勧告の完全実施

- (1) 人勧通り、月例給・一時金を引上げ(25年4月に遡及改定)、平均年間給与218,000円増
- (2) 通勤手当を人勧通り改定(26年4月から)
 - 自動車又は自転車等の使用者に対する手当について、新たな距離区分(122km以上まで)を創設
 - 区分ごとの手当額を引上げ(100円～15,700円)
 - 駐車場の利用に対する手当について限度額を5,000円/月に引上げ、「駐車料金の1/2」とする取扱いを廃止
- (3) 特地勤務手当等の見直し(26年4月から)
 - 地域手当との調整措置を廃止。特地公署への採用に伴い転居した場合、特地勤務手当に準ずる手当を支給
 - ※ べき地勤務手当については、法改正が行われ次第、同様の措置を講ずる

2 県独自給与制度の課題解消

- 行政職4級(総括事務長)のポスト拡大 → 最大限努力する

3 通勤手当の経路認定の見直し(26年4月から)

- 原則として、総務事務システムにおいて使用する「道路ナビ(距離計算ソフト)」の「主要道優先」の検索結果により認定

4 修学旅行の宿泊費の増額調整(26年4月から)

- 公募等により選定した修学旅行等の宿泊施設料金について、増額調整基準(※)の対象とする
- ※ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合

5 会計年度任用職員の待遇改善(26年4月から)

- 非常勤講師の報酬額改定 ⇒ [現行]2,720円／時間 [改定後]2,790円／時間

II 労働条件の改善

1 管理職と職員の信頼関係の構築

- 「心理的安全性」をすべての職場に定着させるため改めて周知、県教育長が直接校長に伝える場を設けるよう努力

2 適正な勤務時間管理

- 勤務時間管理システムの課題(休憩時間、持ち帰り)改善にむけ、引き続き市町教委をフォローアップ

3 仕事と家庭の両立支援制度の拡充(26年4月から)

- (1) 妊娠教諭等体育実技補助員の措置要件の緩和 → 人数及び学級数の要件を廃止
- (2) 育児短時間勤務の代替者との引継時間措置 → 代替となる会計年度任用職員に週1時間を措置
- (3) 産育休代替の暫定再任用及び育休任期付職員の引継期間を臨時の任用と同様(前後最大30日)にする

4 業務削減・改善策

- (1) スクール・サポートスタッフを12月以降追加配置。26年度も最大限活用できるようとりくむ
- (2) 「食に関する指導実績調査」を隔年調査に変更し、25年度は実施しない
- (3) 市町立学校の統合型校務支援システムについて、28年度をめどに共同調達・共同利用を行う
- (4) 通勤手当の認定手続きに係り、届出者の記入を不要とし、認定権者が道路ナビによる検索距離を一括記入する
- (5) プログラム投与する判断等について、他県状況を確認したうえで何が示せるか検討する。早急に示せるよう努力する

政令市である広島市では、広島支区(広教組広島支区)が、県とは別途、確定交渉をたたかいました。

広島市 25確定交渉の主な成果

I 賃金改善

1 公民較差(2.95%)解消

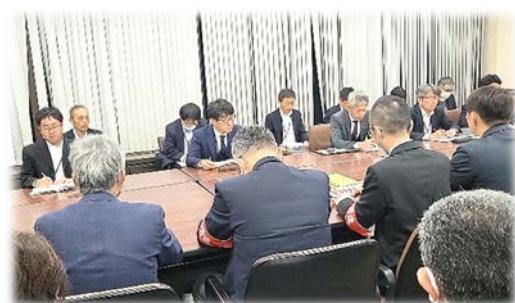
- 月例給引上げ、高齢層までの大幅改定、25年4月遡及に加え、地域手当引下げ分を踏まえ26年4月にも引上げ
給料表改定にあたり、17年度政令市移管時の教育職給料表に係る課題改善を踏まえた改定を行う
- 一時金を4. 60月→4. 65月に引上げ(再任用は2. 35月→2. 40月)

2 再任用待遇改善

- 給与勧告分に上乗せで引上げ(改定額:25年4月遡及引上げ額+3600円、26年4月引上げ額+400円)

3 通勤手当改善(26年4月～)

- 区分の手当額の引上げ
- 駐車場利用に係る手当の上限を2000円→5000円に引上げ
(バイク通勤者やフェリーに乗せて通勤する職員も対象)
- 高速道路利用の手当の上限を16000円→18000円に引上げ



II 労働条件の改善

1 両立支援制度拡充(26年4月～)

- (1) 出産補助休暇…職員の子・子の配偶者が出産時も3日間可能に
- (2) 子育て部分休暇(無給)…小1から小3まで新設、1日2時間以内
または年間10日以内
- (3) 育児時間…年休や他の特休等の前後に取得すること可能に
- (4) 短期介護休暇の要件拡大…①中学生までの子や孫の世話をする者(配偶者や祖父母等)が感染症に罹患した場合、
②中学生までの子や孫が入院した場合